

測量・調査・設計・現場技術業務等品質確保技術検査要領

〔平成30年3月23日〕
〔29技管第626号〕

（目的）

- 1 本要領は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）に係る測量・調査・設計・現場技術業務及び用地補償業務（以下「測量等業務」という。）について行う品質確保のための技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し必要な事項を定め、もって測量等業務の適正かつ能率的な実施を確保するとともに測量等業務に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

（検査の対象）

- 2 検査の対象となる測量等業務は次に掲げる業務をいう。
 - ① 測量調査等業務共通仕様書及び用地調査等業務共通仕様書に定める土質及び地質調査業務、測量作業、調査業務及び別に定める単純調査業務
 - ② 設計業務等共通仕様書及び電気通信設備設計業務共通仕様書に定める設計業務、調査業務及び計画業務
 - ③ 現場技術業務共通仕様書に定める現場技術業務
 - ④ 用地補償支援業務共通仕様書に定める用地補償支援業務

（技術検査の実施）

- 3
 - ① 技術検査は、技術的な観点から測量等業務の完了時の実施状況の確認及び評価を行うことをいう。
 - ② 技術検査は、原則として独立行政法人水資源機構会計規程（水機規程平成15年度第15号）第73条の検査を実施するときに合わせて行うものとする。

【参考】 会計規程第73条 契約職は、前条に規定する請負契約又は物件の買入その他の契約については、別に定めるところにより、自ら又は補助者を指定して、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造その他の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。ただし、契約の性質又は内容が検査を要しないと認められるものについては、この限りではない。

（技術検査を行う者）

- 4 技術検査は、契約職又は分任契約職（以下「契約職等」という。）又は契約職等が工事請負契約の事務処理要領（水公達昭和37年第4号）第27条の規定により指定した検査員が行うものとする。

（技術検査の方法）

- 5
 - ① 4の規定により契約職等又は検査員が技術検査を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。
 - ② 契約職等又は検査員は、技術検査を行うため必要があるときは、当該技術検査に係る業務を担当する職員に対し、当該業務に関する設計図書の提示、立会い又は当該業務に関する説明を求めることができるものとする。

【参照】 ①の別に定めるところ一測量・調査・設計・現場技術業務等品質確保技術検査基準

(技術検査の結果の通知)

- 6 契約職等又は検査員は、工事請負契約の事務処理要領（水公達昭和37年第4号）第34条の規定により、当該技術検査の結果について、受注者に通知するものとする。

(業務成績の評定)

- 7 契約職等又は検査員、並びに、統括監督職員（統括調査員）及び主任監督職員（主任調査員）（以下「検査員等」という。）は、技術検査を完了したときに、別に定めるところにより、業務成績を評定し、契約職等に提出するものとする。

【参照】別に定めるところ－測量・調査・設計・現場技術業務等成績評定要領

附則

この基準は、平成30年4月1日より実施する。